

AML/CFTにおけるリスク遮断措置

弁護士 高橋 瑛輝



弁護士
高橋 瑛輝
(たかはしえいき)

〈出身大学〉
京都大学法学部
京都大学法科大学院

〈経歴〉
2011年12月
最高裁判所司法研修所修了
(新64期)
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律事務所入所

2016年1月
金融庁監督局総務課 課長補佐(法務担当)
国際監督室、法令等遵守調査室、政策課を併任
2018年2月
監督局総務課仮想通貨モニタリングチーム モニタリング管理官
検査局総務課 金融証券検査官
2018年5月
弁護士法人中央総合法律事務所に復帰

〈取扱業務〉
民事法務、商事法務、
金融法務、会社法務、
家事相続法務、知的財産権

1 はじめに

金融機関の提供する商品・サービスを通じてマネー・ローンダリングやテロ資金供与(以下「マネロン等」という。)がまさに取引されようとしている疑いがあるとき、金融機関は何をすべきか。

この問いに対する回答としては、犯罪収益移転防止法(以下「犯収法」という。)に基づく義務としての取引時確認¹、及び疑わしい取引の届出²の実施が挙げられる。

しかし、当然ながら、そうした法令上の義務を確実に履践したとしても、それだけではマネロン等が「防止」できたことにはならず、新規取引を引き受けないこと(謝絶すること)も、選択肢に含まれるべきである。なお、犯収法上、取引時確認を拒否する顧客に対しては義務の履行を拒絶できる旨の規定があるが³、それは上記のような、マネロン等がまさに取引されようとしている疑いがある場合の措置とは別個の問題である。

この点、金融庁による「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」(平成30年2月6日。以下「ガイドライン」という。)では、顧客管理(カスタマー・デュー・デリジェンス)における「対応が求められる事項」⁴として、以下のとおり、リスク遮断に言及されており、そのあり方が問題となる。

II-2 (3) (ii) 【対応が求められる事項】

- ⑨ 必要とされる情報の提供を利用者から受けられないなど、自らが定める適切な顧客管理を実施できないと判断した顧客・取引等については、取引の謝絶を行うこと等を含め、リスク遮断を図ることを検討すること
その際、マネロン・テロ資金供与対策の名目で合理的な理由なく謝絶等を行わないこと

2 リスク遮断としての取引謝絶

(1) 基本的な考え方

ガイドラインでは、「必要とされる情報の提供を利用者から受けられないなど、自らが定める適切な顧客管理を実施できないと判断した顧客・取引

等については、」と定められているが、「必要とされる情報の提供を利用者から受けられない」というのは例示であり、要件はそれに限られず、判断すべきは、あくまで「自らが定める適切な顧客管理を実施できないと判断した顧客・取引等」に該当するかどうかである。したがって、必要とされる情報の提供をすべて受けた上で、なおマネロン等の疑いが払拭できない場合や、一層その疑いが濃厚になった場合も含まれる。

このようなリスクを看過し、漫然と取引を実行してしまった場合、たとえ取引時確認や疑わしい取引の届出によって「法令上の義務を果たしている」と言えるとしても、金融機関の対応としては問題視されざるをえない。実際、金融庁が本年3月30日に発出した送金取引に関する基本的な確認事項(いわゆる「緊急チェックシート」)でも、個々の顧客や取引に不自然・不合理な点がないか検証するためのチェックポイントが示されるとともに、金融機関内部における個別取引の承認プロセスも確認事項とされており、ここでは、取引の実行が否決されうることが前提とされている⁵。

(2) 金融機関に求められる対応

したがって、金融機関としては、まずは顧客や取引に係る情報収集を徹底し、リスクを検知した上で、所定の承認プロセスに則り、自らが定める適切な顧客管理を実施できないか否かを適切に判断できる態勢を整えなければならない。そこでの情報収集は、法令上求められる取引時確認によるものに限定されず、リスクに応じて、金融機関が独自に収集すべきと考える情報も含まれる。

また、そうした情報収集をする場合、顧客から、「どうしてそのような情報まで開示しなければならないのか。」「法律に定められている要件は満たしているのに取引をしないと、不当ではないか。」といった反応が寄せられ、クレーム化することも想定されるため、第1線の営業現場における顧客説明も重要な役割を担うこととなる。ここでは、各金融機関が顧客向けに用意している説明

資料のほか、例えば、金融庁のウェブサイトで一般の金融サービス利用者向けに公表されている「金融機関窓口などでの取引時の情報提供にご協力ください」というページ⁶を利用することも考えられる。もとより、法令で求められる確認事項は、最低限の必須確認項目であって、「それ以上の確認をしない」ということではないので、金融機関が合理的な追加情報を求めども何ら不当ではない。金融機関としては、こうした基本的事項を第1線の職員に十分理解させ、自信をもって顧客に説明できるような態勢を構築しておくべきである。

一方で、ガイドラインに定められているとおり、「マネロン・テロ資金供与対策の名目で合理的な理由なく謝絶等を行わないこと」という点には留意しなければならない。例えば、外国人留学生が帰国時に預金口座を安易に売却してしまうという事例が多く報告されているとしても、一律に外国人留学生との預金口座開設を全て謝絶することまで許されるか、というような問題である。そのような一律の「リスク回避」は、「リスク管理」とはいえず、リスクベース・アプローチの趣旨にも反するものとして不適切と判断される。

3 マネロン等と「契約自由の原則」に関する裁判例

金融機関がリスク遮断として新規取引を謝絶した場合に、上記のようなクレームから、訴訟リスクないし損害賠償リスクが生じないかという問題もある。この点に関して、参考になる裁判例を二つ概略のみであるが紹介したい（いずれも金融機関の責任を否定）。ここでは、ガイドラインはおろか犯収法が改正される以前から、これらの事例にみられるようなリスク遮断措置が実践されていることにも注目すべきである。

① 東京地判平成23年8月18日(公刊物未掲載)

この事例では、X1が当初、同人が代表を務める法人の新規口座開設に関する質問をするなどしつつ、X1個人の口座開設も求めていた。これに対し、Y1銀行の担当者が法人の登記簿謄本の提出を求めたところ、X1が法人の新規口座開設を取り下げ、X1個人の口座開設のみを求めた。これを不審に感じたY1銀行の担当者が、引き続き登記簿謄本の提出を求め、法人と個人とを一体として判断する旨説明し、結局、X1個人の口座開設を謝絶した。

裁判所は、事案の経緯から、Y1銀行の担当者がX1の口座開設が実体のない法人の活動のためではないかと

疑念を抱いたことも無理はなく、口座開設に応じなかったことには合理的理由があるとして、Y1銀行の不法行為責任を否定した。

② 東京地判平成25年10月31日(金融商事判例1432号28頁)

この事例では、X2が、現金200万円をY2銀行の支店に持ち込み、ATMで自己名義の普通預金口座に入金したうえ、テレビ窓口で当該200万円から手数料を差し引いた199万3500円をユーロ建てで海外送金するよう申し込んだ。これに対し、Y2銀行の担当者が当該200万円の原資について資料の提出を求めたが、X2がこれを提出しなかったため、結局、当該海外送金の申込みを謝絶した。

裁判所は、銀行において、マネロンに加担することを回避する方針を取ることや、法令上の確認に加え、当該取引がマネロンに該当しないかどうかを判断するために、取引目的、取引原資等についてのヒアリングを行うこと、その結果、マネロンの疑念を払拭することができない場合に、取引を承諾しないことも合理性を有するとして、Y2銀行の不法行為責任を否定した。

4 最後に

上記裁判例にも見られるとおり、マネロン等の疑いを理由とした取引謝絶は、必ずしも新しい問題ではないが、金融機関においては、第1線における顧客や取引に係る情報収集、リスク検知、顧客説明等が的確になされ、第2線がそれを支援し、全体として、合理的理由をもって必要かつ適切なリスク遮断を行える態勢を整備することがますます重要になっている。

1 「疑わしい取引」に該当する場合、取引時確認済みの顧客との取引であっても再度の取引時確認が必要となる。犯収法4条1項、同条3項、同法施行令13条2項、同法施行規則17条。

2 犯収法8条1項。

3 犯収法5条。

4 ガイドラインにおいては、「対応が求められる事項に係る措置が不十分であるなど、マネロン・テロ資金供与リスク管理態勢に問題があると認められる場合には、業態ごとに定められている監督指針等も踏まえながら、必要に応じ、報告徴求・業務改善命令等の法令に基づく行政対応を行い、金融機関等の管理態勢の改善を図る」とされており、形式的・画一的なチェックリストではないものの、行政処分につながる項目とされている。

5 金融庁「金融機関等における送金取引等に関する確認事項等について」(<https://www.fsa.go.jp/news/30/20180330amlcft/20180330amlcft.html>)。

6 <https://www.fsa.go.jp/news/30/20180427/20180427.html>。